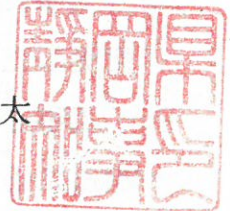




衛生第602号の2
令和元年12月4日

富士市伝法2619番地の38
特定非営利活動法人メディスンヒル広見の郷

静岡県知事 川勝 平太



土地掘削について（許可）

令和元年8月1日付けで申請のあった土地掘削については、温泉法（昭和23年法律第125号）第3条第1項の規定により、下記の条件をつけて許可します。

記

1 条件

- (1) 施工にあたっては可燃性天然ガス安全対策並びに騒音、振動及び排水対策に十分留意すること。
- (2) 可燃性天然ガスの噴出又はその兆候を把握した場合は直ちに報告すること。
- (3) 次に掲げる変更を実施しようとする場合は報告すること。
 - ア 主要な設備の位置又は構造の変更
 - イ 警報設備の位置の変更
 - ウ 掘削時災害防止規定の内容の変更
- (4) 掘削口から水平距離3メートル（可燃性天然ガスの噴出のおそれがある場合は8メートル）の範囲内でやむを得ない溶接又は溶断の作業を行う場合は、安全管理者の指揮・立会いの下で作業を実施し、送風による空気の拡散等災害防止上必要な代替措置を講ずること。

2 注意事項

- (1) 掘削地 富士市大淵字井ノ上1963番1
- (2) 口径、深さ、その他工事の施行方法
別添掘削孔仕上断面図のとおり施行すること。

- (3) 許可の有効期間は、当該許可の日から起算して2年とする。
- (4) 工事が、災害その他やむを得ない理由により当該許可の有効期間内に完了しないと見込まれるときは、有効期間の終了する30日前までに、有効期間更新申請書を管轄する保健所の長に提出すること。
- (5) 工事に着手したとき、又は工事の終了の日までの間に住所若しくは氏名を変更したときは、速やかに、管轄する保健所の長に届け出ること。
- (6) 工事を完了し、又は廃止したときは、遅滞なく、管轄する保健所の長に届け出ること。
- (7) 温泉がゆう出しないときは、原状回復を命ずることがあること。

3 教示

この処分について不服がある場合は、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

(1) 審査請求

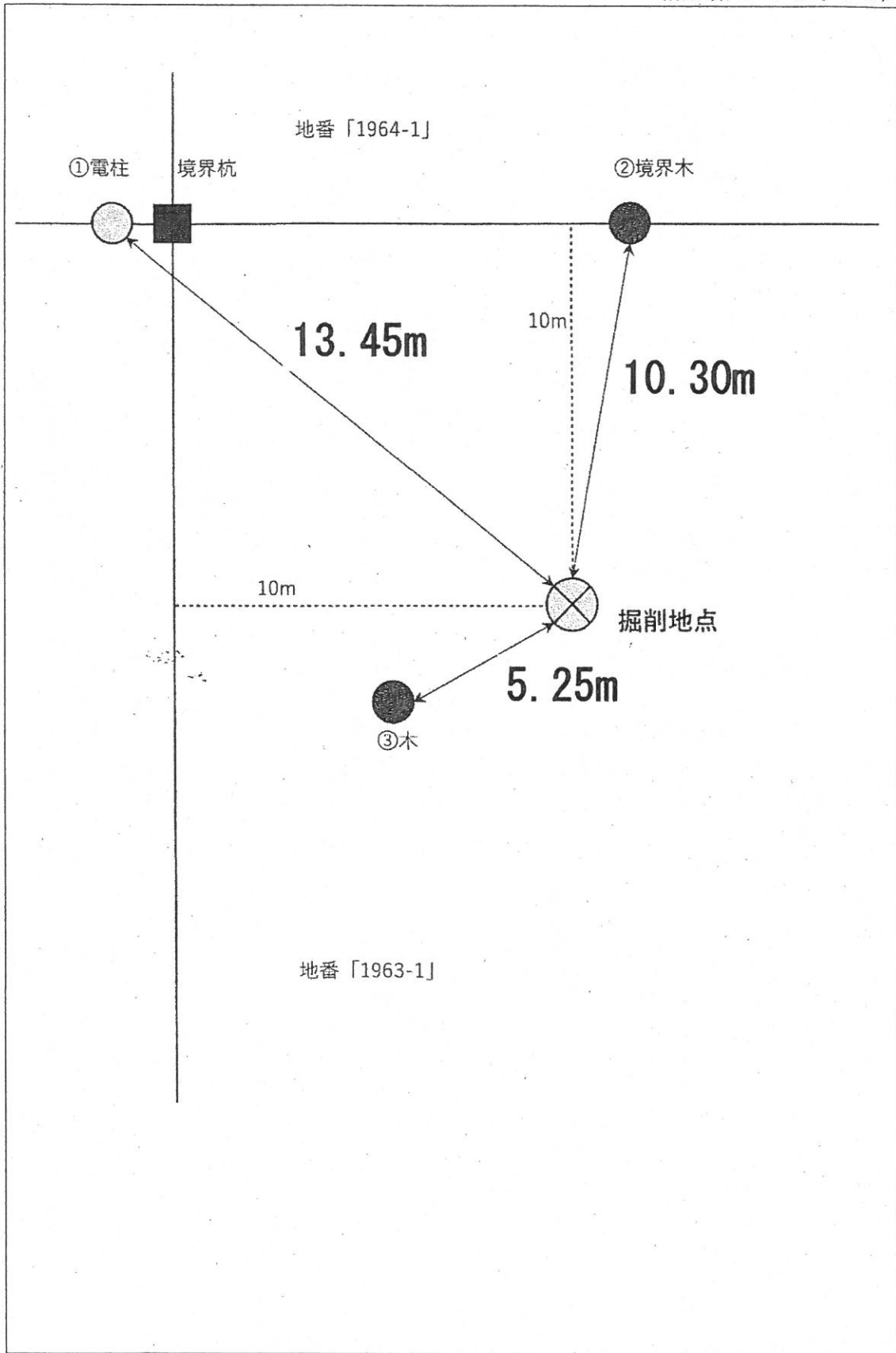
この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、静岡県知事に対してすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過するとできなくなります。）。

(2) 処分の取消しの訴え

この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告（訴訟においては静岡県知事が被告の代表者となります。）として提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過するとできなくなります。）。なお、上記(1)の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

掘削地点図

(衛生第602号の2)



掘削孔仕上断面図

(衛生第602号の2)

